宇広監公表第１号

定　期　監　査　結　果　の　公　表

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和６年３月１８日

宇和島地区広域事務組合
監査委員　山田　喜昭
監査委員　山下　正敏
監査委員　兵頭　司博

定　期　監　査　結　果　報　告

１．監査の対象
（１）光来園
（２）勝山荘
（３）古城園
（４）美沼荘
（５）城辺みしま荘
（６）一本松荘

２．監査の対象期間
令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

３．監査の実施期間
（１）光来園　　：令和５年１０月５日から令和６年１月５日まで
（２）勝山荘　　：令和５年１０月５日から令和５年１１月１０日まで
（３）古城園　　：令和５年１１月１日から令和５年１２月３１日まで
（４）美沼荘　　：令和５年１１月１日から令和６年１月５日まで
（５）城辺みしま荘　：令和６年２月１３日から令和６年２月２７日まで
（６）一本松荘　　：令和６年２月１３日から令和６年２月２７日まで

４．監査を行った委員
監査委員　山田　喜昭
監査委員　山下　正敏
監査委員　兵頭　司博

5．監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正・効率的かつ合理的に執行されているかに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職員より事情を聴取して実施した。

6．監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。なお、監査を執行する中で注意、検討を要する事項については、その旨指示を行い、軽微な事項については、その都度指導したので省略する。

今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

（1）光来園

修繕工事の業者から提出された工程表等の書類に誤記があった。今後、施工関係書類のチェックに留意されたい。

他に、備品台帳で登録漏れが1件見られた。

（2）勝山荘

宇和島市会計規則で「原則として翌日の正午まで」とされている出納職員が収納した実費徴収金の指定金融機関への払い込みで、数日後に収納した事例があった。

契約事務の随契理由が不適切であるものが見られた。また、備品台帳で登録漏れが1件見られた。

（3）古城園

宇和島市会計規則で「原則として翌日の正午まで」とされている出納職員が収納した寄附金の指定金融機関への払い込みで、翌々日に収納した事例があった。

他に、備品台帳で登録漏れが1件見られた。

（4）美沼荘

備品台帳で登録漏れが1件見られた。

（5）城辺みしま荘

宇和島市会計規則で「原則として翌日の正午まで」とされている出納職員が収納した実費徴収金の指定金融機関への払い込みで、翌々日に収納した事例があった。

他に、備品台帳で登録漏れが1件見られた。

（6）一本松荘

備品台帳で登録漏れが1件見られた。